

1 令和5年度指導監査について

(1) 令和5年度における集団指導及び実地指導について

令和5年度の集団指導及び実地指導については、感染症等拡大防止の観点から、下記の対応とします。

① 集団指導

市ホームページに資料を掲載することをもって、集団指導の位置付けとします。
(特例措置)

※ただし、感染症等の状況を踏まえ、実施可能と判断できる状態になり、かつ開催の必要がある場合には、年度後半等において実施することがあります。その際は、市ホームページ等で改めてご連絡します。

② 実地指導

感染症等の状況を踏まえ感染防止対策を図るとともに、事業所等の皆様方への確認を行ったうえで、状況に応じ可能な限り実施することとします。

※ただし、感染状況等を踏まえ、当初予定から実施時期が変更になる可能性もありますので、ご了承ください。

1 令和5年度指導監査について

(2) 実地指導の実施方針

【令和5年度の実地指導対象事業所の選定方法】

- 概ね、3年に1度（障害者支援施設は原則1年に1度）の頻度で実施
※ただし、障害者支援施設は、一般監査（実地指導）にて特に運営上の問題が無いと確認された場合は、3年に1度の頻度により行う場合があります。
- 指定後、半年から1年程度経過した事業所
- 過去の実地指導等の状況を踏まえ、継続的な確認が必要と判断される事業所
- 利用者等からの情報提供や苦情等があり、特に必要と判断される事業所
- その他、特別な事由により実地指導を行う必要があると思われる事業所

本市の選定により、全ての事業所が実地指導の対象となる可能性がります。

1 令和5年度指導監査について

(3) 事前通知のない事業所訪問の実施

令和5年度から、事業所等における日常の様子を伺うために、事前通知なしに事業所等を訪問することを検討しています。

これにより、日常的な利用者支援の状況や、記録の整備状況、従業員の配置状況を確認することによって、更なるサービスの質の向上を図るとともに不正の防止を図り、適正な運営に繋げていただくことを目的とします。

事業者の皆様におかれては、当趣旨をご理解いただき、訪問の際には利用者の支援に支障がない範囲で、可能な限りご対応をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いします。

#	サービス	法的根拠
1	障害福祉サービス 障害者支援施設	障害者総合支援法第10条
2	地域相談支援	障害者総合支援法第10条
3	特定相談支援	障害者総合支援法第10条
4	障害児相談支援 障害児通所支援	児童福祉法第57条の3の2